

第3章

イスラエルおよび占領地における市民社会と人権

第1節 問題提起

本章の課題は、パレスチナ地域——そこには強力なイスラエル国政府とその占領地の一部によく形成されはじめたばかりのパレスチナ自治政府という二つの「政府」が存在する——における人権保障の展望を明らかにするための理論的課題を整理して示すことである。なおここでいう人権の概念は、国連憲章（1945年）、世界人権宣言（48年）、国際人権規約（66年）からなる国際人権章典、そしてヨーロッパ審議会やアフリカ統一機構などによる地域的人権文書、国連あるいはILOなどの国際機関が中心となって作成された諸条約や宣言、規則などの個別的人権文書によって表明された国際人権基準を指すものとする⁽¹⁾。

このような意味での国際的な人権基準の全面的な保障の展望を、パレスチナ地域に即して理論的に提示しようとする試みは、これまでほとんどみられなかった。それは第1に、この地域の人権問題の根底に横たわるパレスチナ問題——端的に言えば1948年のイスラエル国家成立以来のイスラエルと周辺アラブ諸国およびPLOとの間での事実上の戦争状態（もっともユダヤ系入植者と先住民との摩擦・紛争は第一次大戦後のイギリス委任統治期にさかのぼる）の継続——を解決する現実的な展望をもつことの困難さによる。国際連合による委任統治終了にあたって、ユダヤ系住民代表によって強固に主張されたユダヤ系住民を大多数とする国家樹立の要求（それはホロコーストを極限とするマイ

ノリティの苦難から逃れる権利を守るために必要と主張された）とアラブ系住民代表によるその拒絶の要求（それはイギリス支配下での欧米からの入植民流入という植民地主義に対する、いわば先住民の権利として主張された）を前にして、ユダヤ系住民代表の要求を受け入れつつ、国際社会による平和的な国境画定、アラブ系、ユダヤ系それぞれを大多数とする二つの民族国家（ネイションスティト）の樹立によって解決しようとするのが、国際連合結成直後の国際社会の問題解決の試みであった⁽²⁾。けれどもそれは、失敗に終わった。戦争によってとりあえずの境界線が確定され、アラブ系難民の排出によってユダヤ系住民を大多数とする国家のみが樹立される結果となった。国連憲章の高い理想にもかかわらず、民族的権利の実現における力の論理（パワーポリティックス）の支配という近代史以来の常識がいまだに世界を支配し、その後の東西冷戦状況へのアラブとイスラエルの対立の組み込みによって、それは固定化された。換言すれば、パレスチナ問題には、民族国家におけるマイノリティ、さらに先住民の権利保障に苦慮せざるをえないという近代世界の難問が、最も解きがたいかたちで集約されているかにみえたのである⁽³⁾。この難問は、先住民に対する植民地支配を当然視してきた欧米中心の近代世界において、普遍的人権の鍵となる普遍的個人の概念が、民族（ネイション、ナシオン）として限定された民族（国民）国家による人権保障システムのなかで形成されてきたことから生じた問題である。

第2に、中東地域の独自な文化——この地域に即していえばイスラーム教や東方キリスト教諸派とユダヤ教の文化——の内在的な展開から国際人権基準（それは思想的系譜論からいえば明らかに欧米起源の人権思想に立脚するものである）を要求する思想的展望を導き出すことの困難さによる⁽⁴⁾。パレスチナ問題は、単なる民族問題としてだけではなく、宗教問題としての側面も確かにもっていた。同時にキリスト教、イスラーム教、ユダヤ教の聖地であるエルサレムの管理・領有問題がそれを象徴している。この地域の世俗主義（セキュラリズム）の発展は弱く、周辺アラブ諸国もイスラエルとともに、宗教と国家という、やはり近代世界が苦しんできた難問を複雑なかたちで抱え込ん

でいるかにみえた。

以上のようなパレスチナ問題自体が抱える現実的な困難に加えて第3に、パレスチナに限らず、世界的にみて、国際的な人権基準の全面的な保障を展望するという問題自体が、社会科学の分野で学問的に明確に設定されてきたとは必ずしもいえない理論状況があった。19世紀までの社会科学の創設者たちの壮大な体系には、確かに人権保障の社会的条件を探るという問題が設定されていた。それにもかかわらず、とりわけ第二次大戦後に世界的に進んだ、経済学、政治学、社会学といった分化に基づく社会科学の制度化のなかで、そのような問題設定は後景に追いやられ、人権研究は、わずかな例外を除いてもっぱら解釈法学の枠のなかで進められるという状況が続いた。そして人権論における自由権のみを一面的に主張する自由主義と、逆に社会権のみを一面的に主張する社会主義との間の機械的な対立さえ十分に克服されない状況が続き、東西、南北といった政治的対立のなかでは、人権を問題にすることさえイデオロギー的なものと受け取られることさえあった⁽⁵⁾。

ところが、東西冷戦が終結に向かい、ソ連東欧の社会主义が崩壊していく1980年代末以降、事情が変わってきた。第1に、パレスチナ和平交渉が進展し、94年には占領地の一部でパレスチナ自治政府が発足した。この「第一歩」を過大評価することはできないし、その後の進展も決してかばかしいものではないが、戦争ではなく平和的交渉によるパレスチナ問題解決の展望が開かれたこと自体は大きな変化であるといわねばならない。第2に、中東では、イスラーム教でもユダヤ教でも、いわゆる原理主義の潮流のなかからすぐれて反人権的な過激派が現れると同時に、それらとの対決を通して寛容を説く人権派の社会運動がさまざま形で登場した（後述の人権NGOの登場など）。そして第3に、世界的に進行する自由化、民主化のなかで、植民地主義の歴史から多国籍企業の登場に至るまでの世界システムの社会経済的不平等を踏まえて、広い意味での人権を要求する新しい社会運動や、人権の担い手としての市民による市民社会とその市民権（シティズンシップ）の形成、さらにそれらとジェンダー（性差）の関連の問題に注目する学問的潮流が生ま

れてきた⁽⁶⁾。

このような変化を踏まえて、以下、パレスチナ地域において国際的人権基準を保障する展望を明らかにするための理論的課題を整理してみたい。まずパレスチナ地域における人権問題の構造を整理するための筆者なりの論点を提示する。次に、それらの論点を、この地域の支配者であり人権の守り手であるべきイスラエル国家の法体系の展開の側面からみる。そして最後に、この地域の人権問題を解決しようとする社会運動の展望を市民社会の形成という視角から整理して示すことにしたい。

第2節 人権の階層構造

この地域の人権問題は次のような構図で把握することができる。まず住民がもつ法的な意味での市民権のカテゴリーの性格から次のような、諸集団からなる階層的秩序が検出できる。すなわち最下層にパレスチナ難民、次いで占領地住民、続いてイスラエル内のアラブ系住民、その他の非ユダヤ系マイノリティ、そして最上層にユダヤ系住民。さらに社会的にみれば、イスラエルのユダヤ系住民のなかでは、セファルディームあるいはミズラヒームと呼ばれるアジア・アフリカ出身者に対するアシュケナジームと呼ばれる欧米出身者の相対的優位がある。そして以上の諸階層の内部には、それぞれ男女の性差に基づく法的ならびに社会的な不平等がある⁽⁷⁾。このようにいささか複雑な、法的・社会的な不平等あるいは差別の構造を、人権の階層構造と呼ぶことにしたい。筆者はこのような人権の階層構造が、歴史とともに古いばかりでなく、ウォーラースタイン的な意味での世界システムの空間的、時間的ひろがりにおいて存在し、それは世界システムの政治的・経済的構造と密接な関連をもっていると考えているが、さしあたりこのようなパレスチナ地域における人権の階層構造について、研究史のなかから、次の4点について注目しておきたい。

第1に、このような階層構造の直接の歴史的起源として、1948年のユダヤ民族を大多数とするユダヤ国家、イスラエル国家の成立が指摘できることである。すなわちこの階層構造の最下層に位置するパレスチナ難民の大部分は、この時に発生した。ごく一部は国内難民としてイスラエル国家の領域内に留まつたが、多くは、エジプト軍が占領したガザ地区、ヨルダン軍が占領したヨルダン川西岸地区、さらにはレバノンやシリアなどの隣国で難民となった。そしてイスラエル国家の領域内に留まつた非ユダヤ系住民は、ユダヤ国家イスラエルのマイノリティとなった（その居住区は1966年12月まで軍政下に置かれた）。ガザ地区とヨルダン川西岸地区とは、それぞれ67年の第三次中東戦争まで、エジプトの軍政下、ヨルダン政府の統治下に置かれたが、それ以後、シリア領だったゴラン高原も含めて、イスラエル軍による「戦時占領」を受け、それが継続されることになった（ただし東エルサレムは67年に、ゴラン高原は81年にイスラエルに併合される）⁽⁸⁾。

第2に、こうして成立したイスラエル国家が同時に、「民主国家」として成立したことが、パレスチナ地域のみならず、中東アラブ地域全体にもつたインパクトについて注目したい。1948年のイスラエル独立宣言は、「ユダヤ民族の国家」を宣言すると同時に、国際的な人権基準を守る「民主主義の国家」たるべきことを宣言した。大量のパレスチナ難民を排除する一方で、その後のイスラエル国家は、少なくともユダヤ系住民にとっては、基本的に欧米流の基準からみてもかなり高水準の民主主義、あるいはむしろ社会民主主義ともいべき政治体制を維持しつづけた。例えば、人権研究者の評価をみても、表1のように、中東諸国としては異例の高い評価を得ている。

第3に、それにもかかわらず、この民主国家は、緊急事態、非常事態の国家であった。「独立宣言」においてユダヤ国家の原則とならんで、マイノリティの権利、人権に関する国連の諸原則を守ることを高らかにうたいあげながら、アラブ系のマイノリティは、長きにわたって非常事態に対応するという軍政下に置かれ、さまざまなかたちで権利を制限された。もとよりイスラエル全土にわたる非常事態令も1948年以降継続され、ユダヤ系住民の権利が

表1 フマーナによる中東諸国の人権指数（1985, 91年）

(%)

国名	1985年	1991年
〈中東諸国〉		
トルコ	40	44
イラン	—	22
イラク	19	17
シリア	29	30
ヨルダン	—	65
イスラエル（占領地を除く）	77	76
エジプト	59	50
スーサン	—	18
サウジアラビア	28	29
クウェイト	50	33
オマーン	—	49
(北)イエメン	—	49
モロッコ	52	56
アルジェリア	55	66
チュニジア	61	60
リビア	23	24
〈その他諸国〉		
フィンランド	98	99
スウェーデン	98	98
(西)ドイツ	97	98
フランス	94	94
イギリス	94	93
アメリカ	90	90
日本	88	82
インド	60	54
チェコスロバキア	36	97
ソ連	20	54
中華人民共和国	23	21
世界平均	55	62

(注) フマーナの人権指数は、世界人権宣言、国際人権規約を根拠に作成された権利のカタログ40項目のそれぞれについて、人権団体アムネスティ・インターナショナルの調査員であるフマーナが各資料に基づいて4段階で評価して点数をつけ、それを集計し、パーセンテージで表したもの。

(出所) Charles Humana, *World Human Rights Guide*, Second Edition, London: Economist Publications Ltd., 1986, pp. xiv, Third Edition, Oxford: Oxford University Press, 1992, pp. xvii-xix (チャールズ・フマーナ『竹澤知恵子訳』『世界人権ハンドブック』明石書店, 1994年, 24~28ページ), によって作成。

それによって制限されたこともいうまでもない。冷戦下ではある程度の説得力をもちえた非常事態体制が、冷戦崩壊後にイスラエル社会に対してもたらしたフラストレイションは、イスラエル社会の研究者によってさまざまに指摘されてきた^⑨。また必ずしもイスラエルとの軍事的対立のみを原因とするものではないとはいえ、近隣のアラブ諸国が、それぞれの民主化過程のなかで成立させた憲法で、広範な人権規定を掲げながらも、常に非常事態対応型の治安立法などの「法律の留保」によってその実効性を妨げてきたことを思えば、イスラエルのみならず中東地域全体の人権問題を考える場合に、このような「緊急事態」の常態化は極めて重要な論点であるといえよう^⑩。

第4に、以上のような、多かれ少なかれ排他的なユダヤ民族の国家であると同時にかなり高い水準の民主主義国家であり、しかもそれは非常事態国家として人権を制限しているという矛盾にみちたイスラエル国家と、それが支配するパレスチナ地域の人権の階層構造を統一的に把握する視角として最も有効なのは、パレスチナのユダヤ人社会を入植民の「フロンティア社会」としてとらえる視角であろう。この議論は、それなりの歴史をもつが^⑪、最近では、アラブ人への差別を入植民社会のエスノナショナリズムの反映として正当化する議論や、またイスラエル民主主義の普遍的側面（イスラエルの領域から排除されたパレスチナ難民を視野に入れないとする限界はあるが）をリベラリズムの反映と解釈する議論、さらにアシュケナジームによるミズラヒムへの差別を共同体成員としての資質の不十分さを根拠として合理化するレバブリカニズム、あるいはコミュニタリズムの反映として正当化する議論を、シティズンシップ論の立場から整理した興味深い研究も現れている^⑫。われわれは、さらにこのような先住民（原住民）に対峙して入植地を拡大する入植地型の植民地形成が、先住民を土地という生産手段から切り離された経済的階級とする独自な階級構造の形成と結びつくこと、そしてこのような植民地形成の全体が欧米を中心とするシオニズムという独自な国際的社会運動の国際的支援のたまものであったことにも注目しておきたい^⑬。

第3節 法体系における人権

以上の論点に照らしてみると、イスラエルおよび占領地の法体系は、(1)ユダヤ国家、(2)民主国家、(3)非常事態国家、そして(4)国際的連携をもつ入植植民地主義国家、という四つの側面から整理できる。以下、これらの四つの側面からパレスチナ地域の法体系を整理することによって、この地域の法体系における人権問題を分析することにしたい。

ただしそれに先立って、イスラエル法の一般的な特徴について若干述べておきたい。イスラエルは、成文憲法をもたない。1948年の独立宣言のあとで成文憲法を制定しようとする第1回議会（クネセト）の試みは、領土、国家の性格などをめぐって深刻な論争に発展し、ついに当面いくつかの基本法によって憲法の機能を果たさせるとする妥協に終わった¹⁴。それだけに、人権に関するイスラエルの法体系を四つに分けて考察することは、イスラエルの憲法状況を理解するうえでも有益であろう。法学者たちによれば、イスラエルにおける人権は、48年の独立宣言における一般的な規定、92年の人権に関する二つの基本法、そしていくつかの個別的人権条約によって規定されるものとされている¹⁵。以下、これらの人権諸規定がいかにして制限を受けるか、という角度からイスラエル法体系を分析しよう。

なおパレスチナ地域における法について考察する場合、系譜論的には、第一次世界大戦後のイギリスによる委任統治期、さらにはそれに先立つオスマン帝国統治期の法にまでさかのぼってみる必要がある場合が多い。なぜならば、現代イスラエルの法体系は、委任統治期の法を基本的に継承し、委任統治期さらにはそれに先立つオスマン帝国統治期の法さえいまだ部分的に有効であるからである¹⁶。また占領地については、1948～67年の約20年間、ガザ地区ではエジプト法、ヨルダン川西岸地区ではヨルダン法、そしてゴラン高原ではシリア法が適用されていた。67年以降、併合された東エルサレム（67年併合）やゴラン高原（81年併合）ではイスラエル法が、ガザや西岸地区では

戦時人道法を基調とする独自な法が適用される、イスラエル軍支配が30年近く継続することになった¹⁷。94年の和平合意は、占領地の法については、明確な合意に達しなかった¹⁸。

1. 「ユダヤ国家」法体系

エルサレムのヘブライ大学法学部¹⁹教授ダヴィド・クレツメルは、独立宣言の規定、その後の最高裁の判例、そして1992年の「基本法・人間の尊厳および自由」から「ユダヤ国家としてのイスラエル」と「民主国家としてのイスラエル」という二つの基本原則を取り出し、そのイスラエル憲法論を展開している²⁰。それによれば、「ユダヤ国家としてのイスラエル」の原則は、憲法的諸規定と法的諸規定との二つのレベルでみられるという。

まず、憲法的諸規定については、ユダヤ国家としてのイスラエルの基本原則として、「土地」運動に参加したアラブ民族主義者の国会選挙への立候補を禁じた1965年の最高裁判決²¹、「ユダヤ民族の国家としてのイスラエルの存在」を否定する者の立候補を禁じた84年の基本法・国会（クネセト）の改正とその解釈に関わる88年の最高裁判決、さらに、閣僚外の一般議員は「本質的に人種主義的であるかユダヤ民族の国家としてのイスラエル国家の存在を否定するような」議案を提出できない、とした国会内規の第134項（C）の三つをあげている。なかでも、88年の最高裁判決は、「ユダヤ民族の国家」の概念として、第1に、帰還の権利すなわちすべてのユダヤ人がイスラエルに移住する権利、第2に、国家においてユダヤ人が多数を占めるべきこと、第3に、離散（ディアスポラ）ユダヤ人とイスラエル国家との連携、という、三つの要素をより具体的にし、「ユダヤ国家」法体系の基本思想を示したものとして極めて重要である²²。

次に法的諸規定として、クレツメルは、次のような諸法令をあげている。それはすべての「ユダヤ人」に対してイスラエルへ移住する権利を与えた1950年の帰還法²³、そのようなユダヤ移民にのみ市民権を与える52年の国籍

法、さらにそのようなユダヤ人のみの移民を促進し、入植を推進する中心的な組織としての世界シオニスト機構（WZO）とユダヤ機関（Jewish Agency）の地位を規定した、同年の世界シオニスト機構-ユダヤ機関（地位）法、「制定法や判例法あるいは類推」に次ぐ補助的法源として「イスラエルの遺産である自由、正義、衡平および平和の原則」を規定した80年の法律の準拠法（Foundation of Law Act）²⁴、伝統的なユダヤ教の象徴を取り入れた49年の国旗・国章法、シオニズム運動の歌を採用した国歌、ユダヤ教の祝祭日を取り入れた48年の休日令、「ナチスとその協力者によってユダヤ民族に加えられた災厄」に関連してユダヤ暦の記念日を定めた59年の殉教者および英雄記念日法、「国家教育の目的は、国家の基礎教育を、ユダヤ文化の諸価値と、……国家およびユダヤ民族への忠誠のうえに基づかせること」という条文（第2項）をもつ53年の国家教育法、そして国営放送局は「ユダヤの遺産やその諸価値との結びつきを強め、その知識を深め、国家教育の諸目的を推進することを目的とした」とした65年の国営放送局法²⁵である。

以上のようなクレツメルの整理によれば、「ユダヤ国家」の概念は、単にユダヤ民族文化と国家との結びつきを意味するのみならず、ユダヤ民族主義と結びついた国際的連携をもつ入植植民地主義、すなわちシオニズムを推進する国家という意味をも合わせもっている。しかしそれわれわれは、シオニズム国家法の側面については、後でまとめてみると、ここではあくまでユダヤ民族文化と国家との結びつきにのみ注目することにしたい。そうすれば、われわれは、「ユダヤ国家」法体系の核心として、ユダヤ民族が大多数を占める国家たるべきという思想を究極の根拠とする、独自な歴史をもつユダヤ民族文化と国家とを一体化させようとする法体系を取り出すことができる。

なお、イスラエルにおいては、オスマン帝国以来のミッレト制度が、とりわけ婚姻に関する私的身分法における宗教共同体の排他的管轄権（宗教法の適用と宗教裁判所の存続）としていまだに存続している。これは歴史的には、この分野でのオスマン法を継承したイギリス委任統治時代の法（パレスチナ枢密院令）を、さらにイスラエルが継承した（1951年の女性平等権利法、59年の

家族法修正〈扶養〉法、62年の能力・後見法、65年の相続法、73年の配偶者〈財産関係〉法、81年の養子法など)ためである²⁶。したがってクレツメルのいうように、イスラエルには信仰の自由はあるが、「国家と宗教の分離はない」²⁷。イスラエルにおける「ユダヤ国家」とは、このようなオスマン帝国型の政教一致の支配体制でもあった。このような政教一致体制のもとでは、個々人の宗教からの自由が侵されるばかりでなく、公認の宗教の内部で正統と異端の問題が生じる。具体的には、例えば、ユダヤ教徒とキリスト教徒あるいはイスラーム教徒といった異教徒間の婚姻はユダヤ宗教法によって禁じられている。さらに同じユダヤ教徒のなかでも、宗教裁判所の裁判官を構成する正統派ユダヤ教のラビ以外の、例えば改革派ユダヤ教のラビによって結婚式をあげたものは、公式なものとは認められることになる²⁸。このような宗教法の支配も、「ユダヤ国家」法体系のなかに含めて考えることができよう。

以上の「ユダヤ国家」法体系において、非ユダヤ系住民は、マイノリティとして国家から疎外され、しかもそのような国家のあり方を根本的に変える政治参加の道を断たれている。クレツメルは、法の下での平等の観点からみて、非ユダヤ人への差別として問題になる点として、帰還法と国籍法がユダヤ人のみにイスラエルへの移民の権利と市民権の取得を規定していること、そしてユダヤ機関とイスラエル政府との協定および1960年の「基本法・イスラエルの土地」において国家の開発計画(とりわけ農業開発)やそのための土地分配がユダヤ人のみを対象とするユダヤ機関やその関連機関に委ねられたこと、の2点を指摘している。しかし、「ユダヤ国家」的な政策の結果として、アリエル・ビン・ナンも指摘するように、非ユダヤ人とりわけアラブ人の兵役免除によって、兵役を前提に構成された社会保障制度からアラブ人が排除されること、さらにイスラエル経済の大部分を占める軍需関連産業、公企業での雇用からの排除などの差別が生じることも重要である²⁹。

2. 「民主国家」法体系

先述の「ユダヤ国家」の原則と同様に、民主国家としてのイスラエルという基本原則は、独立宣言および基本法において、また最高裁の判例、そしてさまざまな法令のなかで、繰り返し確認されてきた。それは具体的には、しばしば先述の「ユダヤ国家」規定とセットで法令に現れる「人種主義」との闘争規定、およびさまざまな人権擁護規定として現れる。人種主義との闘争規定についてはすでに「ユダヤ国家」法体系の項で触れたので、ここでは、人権擁護規定を中心に整理しておこう。

独立宣言には、国家は、「すべての住民の利益のために国の開発を促進する。イスラエルの預言者たちが言い表したような自由、正義、そして平和に基づく。宗教、人種、性別にかかわりなく、すべての住民の社会的、政治的権利における完全な平等を保障する。宗教、良心、言語、教育および文化の自由を保障する。あらゆる宗教の聖地を保護する。そして国連の諸原則を守る」というくだりがある³³。また1992年の「基本法：職業の自由」(Basic Law: Freedom of Occupation) は職業選択の自由を、そして同年の「基本法：人間の尊厳と自由」(Basic Law: Human Dignity and Freedom) は、次のような権利のカタログを列举している。すなわち、生命、身体の保全および人間の尊厳への権利、これらの諸権利を保護する権利(同法§2, 4), 財産権(§3), 逮捕もしくは拘禁に反対する自由の権利(§5), 出入国の権利(§6), プライバシーおよび通信の秘密の権利(§7)。もっともいざれの基本法にも、これらの諸権利は「イスラエル国家の諸価値にふさわしく、価値ある目的に向けられたものであるような法令による場合を除いて、またその場合にも必要な範囲を越えないかぎりで」侵害されることはない、とする留保の条文が含まれていた³⁴。それでもこれらの基本法は、例えば最高裁副長官アハロン・バラク判事によって、イスラエルの憲法史上画期的な基本権規定の第一歩として高く評価されている³⁵。

イスラエルが批准した人権関係の条約は、国際人権規約のほか、集団殺害罪の防止および処罰に関する条約、奴隸改正条約、奴隸制度廃止補足条約、無国籍者および難民の地位に関する諸条約、婦人の参政権に関する条約、子供の権利に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、拷問禁止条約である。さらにユネスコの教育差別撤廃条約、ILOの職業差別条約も批准している。ただし、次の諸条約については、次のような留保が表明されている。まず市民的、政治的権利に関する国際人権規約については、第9条について、緊急事態の場合を除外すること、第23条について、私的身份についてあくまで宗教法によるべきこと、としている。また拷問禁止条約については、第20条に規定された委員会の権限を認めない、とした³³。

以上のような人権諸規定を含む「民主国家」法体系によって、占領地を除外したイスラエルは、前掲の表1のように中東地域としては相対的に高い人権水準を達成したのである。そしてその内容は、表2のような様相を示している。そこでは、ユダヤ国家法体系とならんで、次に述べる非常事態国家法体系による諸権利の制限が明らかであろう。

3. 「非常事態国家」法体系

とはいえる、イスラエルは1948年以来戦争を持続し、それ以来「非常事態」を継続し、常態としている国家である³⁴。「非常事態」による人権の制限は、67年まではイスラエル国内のアラブ人地区において、67年以後は「占領地」——ここでは本来一時的なものであるはずの戦時占領が30年近くも継続している——においてとりわけ明確に現れる。以下、まず非常事態関連法について一般的にみた後、イスラエル国内のアラブ人地区および占領地についてみる。

1945年防衛（非常事態）諸法規（Defence (Emergency) Regulations, 1945）は、イギリス委任統治期の法であり、表現の自由や移動の自由などの基本権を治安上の理由から制限するものであったが、新聞発行の認可制、軍部の検閲な

表2 フマーナによるイスラエルの人権状況評価（1985, 91年）

人権の項目	評 値		備 考
	1985年	1991年	
[～への自由]			
1 移動(国内)	やや問題	やや問題	治安区域への立ち入り禁止
2 移動(国外)	問題なし	問題なし	通貨持ち出し規制が厳しい(85年)
3 平和的集会と結社	かなり問題	かなり問題	親パレスチナ集会の禁止やイスラエル批判のアラブ人の拘留の事例
4 学問と情報伝達	やや問題	やや問題	アラブ人は大学などで慎重な態度を取る。反国家的言動が昇進に影響
5 人権監視活動	問題なし	問題なし	
6 少数民族言語による教育と出版	問題なし	問題なし	
[～からの自由]			
7 強制労働・児童労働	問題なし	問題なし	
8 超法規的処刑・「失踪」	問題なし	やや問題	政府の規制にもかかわらずまれに治安部隊によって執行される(91年)
9 国による拷問	やや問題	やや問題	国の監視にもかかわらず地方の治安部隊でアラブ人に対してみられる
10 労働許可制・徵用	問題なし	問題なし	
11 法に基づく死刑	かなり問題	やや問題	ナチス犯罪以外の死刑は54年に廃止
12 法に基づく体刑	問題なし	問題なし	
13 裁判なしの恣意的拘禁	やや問題	かなり問題	治安事犯の拘禁引き延ばしがある。占領地パレスチナ人の長期拘禁が報告されている(91年)
14 国による結社の強制	問題なし	問題なし	
15 宗教または思想教育の強制	かなり問題	問題なし	国立の宗教学校では強制がある(85年)
16 芸術への国家干渉	問題なし	やや問題	治安上の理由からの演劇、歌などの禁止とそのための検閲がときにある(91年)
17 報道の検閲	やや問題	やや問題	治安上の理由から特にアラビア語出版に厳しい検閲がときにある
18 通信の検閲または盗聴	かなり問題	かなり問題	治安と公共の秩序のためとして一般的に行われている
[～のための自由あるいは～への権利]			
19 平和的な政治批判	やや問題	問題なし	テロ防止法で監視され、アラブ人議員は少ない(85年)
20 複数政党選挙・秘密投票	問題なし	やや問題	アラブ人議員が不当に少ない(91年)
21 女性の政治的・法的平等	やや問題	やや問題	男女機会均等法があるにもかかわらず上位ポストはほとんど男性
22 女性の社会的・経済的平等	やや問題	やや問題	とりわけ正統派ユダヤ教とイスラム教の宗教法によって女性が不利にあらゆる分野でのアラブ人への差別がある
23 少数民族の社会的・経済的平等	かなり問題	やや問題	

人権項目	評価		備考
	1985年	1991年	
24新聞の自律性	問題なし	やや問題	親パレスチナで占領地支配に批判的と見なされれば免許取得に不利(91年)
25出版の自律性	やや問題	やや問題	軍の要求によって発禁となる場合あり
26ラジオ・テレビ放送の自律性	やや問題	やや問題	非常事態令による規制を受け、親政府的といわれている
27裁判所の独立	問題なし	問題なし	
28労働組合の独立	問題なし	やや問題	占領地からの出稼ぎ労働者の活動が禁止(91年)
[法的権利]			
29国籍を剥奪されない権利	やや問題	問題なし	「國家の敵」とされたアラブ人の追放の事例(85年)
30無罪と推定される権利	問題なし	問題なし	
31法律扶助を受け弁護人を選定する権利	問題なし	問題なし	選定された弁護人はこれを拒否できる
32公開裁判を受ける権利	やや問題	やや問題	治安事件の場合、非常事態令が適用される秘密裁判の場合もある
33妥当な期間内に裁判を受ける権利	問題なし	問題なし	
34令状なしの家宅捜索を受けない権利	やや問題	やや問題	アラブ人に対して行われる場合がある
35財産を恣意的に剥奪されない権利	問題なし	問題なし	
[人格的権利]			
36人種・国籍・宗教を超えて結婚する権利	保障なし	保障なし	非宗教、異宗教間での婚姻の宗教法による禁止
37婚姻における男女平等	かなり問題	かなり問題	宗教法により女性に不利
38信教の自由	問題なし	問題なし	
39避妊の権利	問題なし	問題なし	
40プライバシーの権利	かなり問題	やや問題	同性愛は非合法で最大10年の刑だが適用されたことはない(85年)。アラブ人差別がある(91年)

(注) 評価は、問題なし、やや問題、かなり問題、保障なし、の4段階である。

(出所) Charles Humana, *World Human Rights Guide*, Second Edition, London: Economist Publications Ltd., 1986, pp. 138-140, Third Edition, Oxford: Oxford University Press, 1992, pp. 157-160 (チャールズ・スマーナ(竹澤知恵子訳)『世界人権ハンドブック』明石書店, 1994年, 82~86ページ), によって作成。

どを含むその大部分はいまだに効力があり、例えば行政による拘禁を定めた部分などが、79年の非常事態権力（拘禁）法によってより厳しい制限のもとに置かれるようになったくらいであるという³³。

イスラエル内のアラブ人地域での軍政は、公式には1950～66年とされているが、所により実際は48年からといわれている。そこでは、イスラエル軍による直接支配が行われ、「封鎖」による移動の自由の制限、恣意的な逮捕、拘禁、さらに「軍事上の理由」による土地接収などが行われた³⁴。

占領地においては、(1)交戦時占領地に関する国際法、(2)1967年の占領以前の法（すなわちガザ地区ではエジプト法、西岸地区ではヨルダン法、併合までのゴラン高原地区ではシリア法）、(3)占領地軍司令官の命令、(4)間接的な効力にすぎないが、イスラエルの法、の四つが適用されているが、そのいずれに照らしても問題とされる人権侵害の事例が多く報告されている。特に(1)に関連して、交戦時の人道法のみならず国際人権基準も適用されるべきという主張もある³⁵。イスラエル内のアラブ人地区でも占領地でも、「軍事上の理由」による土地接収は、それがユダヤ人入植地の建設につながる場合が多い。「非常事態国家」法体系は、この点で直接に「入植植民地主義国家」法体系とつながっている。

4. 「入植植民地主義国家」法体系

先述の帰還法、国籍法、世界シオニスト機構-ユダヤ機関（地位）法などが、移民吸収関連法として労働力を調達するとすれば、34の法令によりアラブ人や難民の土地の没収を合法化したといわれる土地収用関連法（例えば1949年の緊急規則〈安全地帯〉のような非常事態国家法体系の法令も含む）が、土地を提供する入植推進法となっている。これらの土地収容関連法によって、1970年代末までに、48年以前のアラブ人の土地の75%が、ほとんど補償金なしで没収されたともいわれる³⁶。例えば、50年の不在地主財産法は、48年の戦争の結果、事実上所有者なしになったアラブ人の土地管理を規制し、同年の開発

公社法は、以前の所有者へ正当な補償をして、公益の土地を占有するための公社を設けることを定めている。また無主地の開発による所有権の発生を規定するオスマン時代以来の土地法も改められ、所有者なき土地はすべて国有地として国家が管理し、入植地建設などに供せられることになった³⁹。ゴラン高原や、東エルサレム併合法のような法律も、このような入植のための土地獲得の一環としてみることができる⁴⁰。

以上のような労働力と土地の確保とならんで、入植地型の植民地経営を円滑に進めるための手段として、イスラエルの諸経済関連法を整理することができよう⁴¹。

さらに前述の宗教法の適用も、あくまでも入植民社会の建設の問題とならない範囲で先住民の自治を認める政策としてとらえうる。

第4節 市民社会論とその課題

最近盛んになりさまざまに議論されている「中東における市民社会」という問題設定は、以上みてきたような人権との関連で、中東における近代化あるいは開発を考えようとする場合に、かなり有効な視座を提供してくれる⁴²。この問題設定の最大の利点は、人権の制度的保障において最も重要な役割を果たす国家（ある領域の排他的支配権をもつ官僚機構と軍隊）とは区別される、市民社会という対象を設定することによって、開発によって急激に変化しうる社会と、しばしば相対的に硬直的な国家による人権の保障あるいは抑圧との関係を考察することが容易になることがある。例えば中東和平といったさしあたっては国家間の関係についても、市民社会の変化という背景から考えるとき、ドラスティックな変化を理論的に予測することが可能となりうる。また逆に、和平あるいは人権保障をもたらすような国家間の変化を促すような社会開発を進めるという政策的オプションも生まれてくる（例えば経済制裁の効果についても）。市民社会という言葉自体は、古代ギリシア以来のもの

であり、その概念は、歴史とともに変遷してきたものであるが、1980年代末から盛んになってきた市民社会論は、次のような特色をもっている⁴³。

それは市民社会を、国家とは区別される自発的な組織（政党、さまざまな社会運動団体、労働組合、協同組合、さまざまな民間公益団体 NGO、非営利団体、親睦や趣味のクラブなど）が、互いに寛容の精神をもつネットワーク的な関係を取り結ぶことによって形成される集団としてとらえる（ノートン、サードエッディーン・イブラーヒームなど）。ここで強調されるのは、自発性（ボランタリズム）と寛容の精神である。人権との関連では、このような自発性と寛容の精神こそが人権のカタログにおける自由権的権利の基礎であり、自発性と寛容の精神を基礎とするようなネットワーク的組織による社会の組織性に見いだされるような個々人の間の連帶（社会連帶）が、いわゆる社会権的規定の基礎であるといえる。とすれば、このような意味での市民社会の形成こそが人権保障の基礎ということになろう。

このような市民社会論は、世界的に注目される NGO や新しい社会運動に脚光をあて、東欧から第三世界のあらゆる地域に至るまでの多くの実証的研究を生み出した。しかし他方で、深刻な理論的課題に直面している。以下、パレスチナ地域に関するかぎりでの市民社会論的な研究を紹介したうえで、本章でのこれまでの議論との関連で、理論的課題を示すことにする。

まず、イスラエルにおける市民社会について、ギデオン・ドロンは、イスラエルには、ユダヤ人とアラブ人との二つの市民社会があるとする。ドロンは、イスラエルにおいては、国家主義の傾向が強く、固有の意味での市民社会が登場するのは1970年代の自由化以後のことになるとして、さまざまな自発的組織の発生をあとづけている⁴⁴。

一方、パレスチナ人の市民社会と国家の代行者（state surrogate）としての PLO という問題設定のもとに、ムハンマド・ムスリフは、1948年と67年とを画期として三つの時期を区別し、占領地を中心としながらも、その他のアラブ諸国のパレスチナ人にも目配りしつつ、パレスチナ人の自発的な組織について検討している。ズイヤド・アブー・ウマルもほぼ同様のアプローチを

とっている⁴³。他方、ガザ地区での市民社会について検討したサラ・ロイは、そこでの諸組織の存続の危機と寛容の精神の欠如から、極めて悲観的な展望を述べている⁴⁴。

以上のように、パレスチナ地域に関連する市民社会論は、パレスチナ地域のユダヤ人社会、アラブ人社会の自發的組織のネットワークの存在に脚光を浴びせた。しかし、それがこの地域の人権状況を根本的に変える社会運動の可能性を示しうるようになるためには、次のような理論的課題に答える必要があろう。それは、第2節で指摘した論点との関連でいえば、最後の二つの論点、すなわち植民地社会の形成と国際的植民運動との連携という論点とかかわって、2点ある。

第1に、パレスチナ地域における市民社会は、入植型の植民地社会の形成、発展、消滅という歴史的展開過程のなかで、また同時に先住民社会と入植民社会とを有機的に結びつける植民地社会の全体構造のなかで把握されねばならない。そのような立場から市民権に焦点を当てて、フロンティア社会から市民社会へというテーマを掲げて進められている、先に紹介したペレドやシャフィールらの研究と比較するとき、ドロンやムスリフらの視角の限定に起因する理論的展望の貧弱さは明らかであろう。いわゆる原理主義的潮流に対抗しうるようなボランタリズムや寛容といった思想的課題の達成、女性運動が克服しようとしたジェンダーの問題は、植民地社会全体の社会的・経済的・政治的・法的発展のダイナミズムのなかに位置づけることなしに展望しえないように思える⁴⁵。

第2に、パレスチナ地域における市民社会は、国際的な社会運動との連携、あるいは国際的なNGOの連携をその実体とする「グローバルな市民社会」(CIVICUS)との関連において分析される必要がある。それは何よりも、この地域の植民地社会が、国際的な植民運動との連携によって入植型の植民地社会として形成、発展し、消滅への道を歩みはじめたことによる。いまだに入植地建設が持続する状況があると同時に、多国籍企業の展開戦略をめぐつてこの地域でも「多国籍企業と社会運動」という問題設定が可能な状況も現

れている⁴⁸。

[注] _____

- (1) さしあたり、田畠茂二郎『国際時代の人権問題』岩波書店、1988年／阿部浩巳・今井直『テキストブック国際人権法』日本評論社、1996年、を参照。
- (2) 1940年代のパレスチナ問題についての整理として、岡野内正「1940年代のパレスチナ問題」(川端正久編『1940年代の国際政治』ミネルヴァ書房、1988年) 233～252ページ、を参照。
- (3) 『パーリアとしてのユダヤ人』の著者ハンナ・アレントは、ナチズム支配下のドイツに暮らし後にアメリカに逃れたユダヤ人としてシオニズムに共鳴していたが、イスラエル建国後の国家主義を批判して、シオニズム批判の立場に移行した。とはいっても、1950年代に『全体主義の起源』において国際人権思想の理想にもかかわらず、世界はそれを保障する手段として国民国家以外にたよるべきものはない、力の論理の支配する状況にあることを鋭く指摘している。
- (4) もっとも、これらの宗教はいわば「古層」(丸山真男)として問題になるにすぎず、直接にはアラブ社会主義、シオニズム社会主義が問題であった。またシオニズム社会主義などのイスラエルの思想、文化は多分に欧米、とりわけ東欧起源のものとして考えるべき側面が多い。それにもかかわらず、中東やアフリカ出身のユダヤ系移民の大量の流入によって、イスラエルの思想、文化を中東地域の文化的な独自性という文脈で考えることは十分に可能である。
- (5) もっとも戦後日本の社会科学、とりわけマルクスとヴェーバーの強い影響のもとに展開された法社会学が、人権に関する社会科学的な総合研究を推進した一時期もあった。東京大学社会科学研究所編『講座 基本人権』第1～5巻、東京大学出版会、1968～69年、参照。ドイツではルーマン、ハバーマス、フランスではデュベルジュ、イギリスではT・H・マーシャル、アメリカではパーソンズらが人権保障の社会科学的研究の点で注目されるが、やはり1960年代以降、それらの問題提起が彼ら自身によって、また学界によって十分に発展させられたといいがたい。
- (6) 近年の市民社会(Civil Society)論は、1980年代末の東欧の民主化を契機に登場した(J. Keane ed., *Civil Society and the State: New European Perspectives*, London: Verso, 1988)。やがて世界的な民主化の「第3の波」(Samuel Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman: Oklahoma University Press, 1991)を背景に、理論的には、アメリカのラディカル・デモクラシー論やグラムシの再評価など、きわめて多様である(John A. Hall ed., *Civil Society: Theory, History, Comparison*, Cambridge: Polity Press, 1995, など参照)。それは、福祉国家

論におけるシティズンシップの議論とも重なりをみせるに至っている (T. H. Marshall and Tom Bottomore, *Citizenship and Social Class*, London : Pluto Press, 1992 <岩崎信彦ほか訳『シティズンシップと社会階級』ミネルヴァ書房, 1993年> 参照)。

- (7) 最近イスラエルの内部から、これまでのイスラエル社会研究がユダヤ人社会のみに注目してきた見方を批判して、アラブ系住民、占領地の難民も含むパレスチナ地域全体を視野に入れて、このような市民権の階層的構造を植民地フロンティア社会の特質として描く、一連の興味深い研究が出ている。Yoav Peled and Gershon Shafir, "The Roots of Peacemaking: The Dynamics of Citizenship in Israel, 1948-93," *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 28, No. 3, 1996, pp. 391-413 / Yoav Peled, "From Zionism to Capitalism: The Political Economy of Israel's Decolonization of the Occupied Territories," *Middle East Report*, No. 194/195, May-June/July-August 1995, pp. 13-17 / Yoav Peled, "Ethnic Democracy and the Legal Construction of Citizenship: Arab Citizens of the Jewish State," *American Political Science Review*, Vol. 86, No. 2, June 1992, pp. 432-443 (Also in Ian Lustick ed., *Palestinians under Israeli Rule* <Arab-Israeli Relations, Vol. 9>, New York and London : Garland Publishing Inc., 1994, pp. 168-179), また特にイスラエル社会論の展開を概観する、Gershon Shafir, "Israeli Decolonization and Critical Sociology," *Journal of Palestine Studies*, Vol. XXV, No. 3, Spring 1996, pp. 23-35,などを参照。ただし、これらの研究には、ジェンダーの視点が欠けている。なお、ジェンダーや階級の視点にも触れたものとして、Nahla Abdo and Nira Yuval-Davis, "Palestine, Israel and the Zionist Settler Project," in Daiva Stasiulis and Nira Yuval-Davis eds., *Unsettling Settler Societies*, London : Sage, 1995, pp. 291-322. また、中東におけるジェンダーとシティズンシップに関する特集を組んだ、*Middle East Report*, No. 198, January-March 1996, 所収の Rita Gicaman, Islah Jad and Penny Johnson, "For the Common Good? Gender and Social Citizenship in Palestine," pp. 11-16 / Nitza Berkovitch, "Women and the Women's Equal Rights Law in Israel," pp. 19-21,などを参照。
- (8) これに関して、1948年の戦争時の難民創出に伴う人権侵害の歴史研究、いわば、戦争責任解明の問題は、イスラエルではいまだにタブーになっているという指摘もある。Stanley Cohen, "Justice in Transition?: Prospects for a Palestinian-Israeli Truth Commission," *Middle East Report*, No. 194/195, May-June/July-August 1995, p. 5. アラブ諸国におけるパレスチナ難民の権利状況については、Abbas Shibliak, "Residency Status and Civil Rights of Palestinian Refugees in Arab Countries," *Journal of Palestine Studies*, Vol. XXV, No. 3, Spring 1996, pp. 36-45, 参照。
- (9) 例えば、Dan Horowitz and Moshe Lissak, *Trouble in Utopia: The Overburdened*

Polity of Israel, Albany: State University of New York Press, 1989／Aver Yaniv ed., *National Security and Democracy in Israel*, Boulder and London: Lynne Rienner Publishers, 1993, を参照。

- (10) アラブ諸国憲法における人権規定の問題点について、岡野内正「〈アラブ社会主義〉憲法における人権」(清水学編『アラブ社会主義の危機と変容』アジア経済研究所、1992年) 145～217ページ、参照。
- (11) 植民地あるいはフロンティア社会論の系譜については、Abdo and Yuval-Davis, "Palestine, Islael...", 参照。
- (12) Peled and Shafir, "The Roots of...", p. 396.
- (13) この点について多くの研究があるが、植民地主義論としても社会運動論としても、必ずしも十分に整理されてはいない。さしあたり、岡野内正「パレスチナ植民運動と世界システム」(『歴史学研究』第613号、1990年11月) 154～159ページ／同「パレスチナにおけるいわゆる〈ユダヤ人〉独占体の形成について」(『経済学論叢』〈同志社大学〉第39巻第3号、1988年) 254～276ページ／同「1930年代のパレスチナにおける〈金融資本〉の一考察」(『日本中東学会年報』第3号(2), 1988年3月) 167～197ページ、などを参照されたい。
- (14) H.E.Baker, "Legal and Judicial System," *Encyclopaedia Judaica*, Vol. 9, Jerusalem: Keter Publishing House, 1971, pp. 649-652／Asher Maoz, "The Institutional Organization of the Israeli Legal System," in Amos Shapira et al. eds., *Introduction to the Law of Israel*, The Hague, etc.: Kluwer Law International, 1995, pp. 11-15, および、アリエル・ビン=ナン(半田伸訳)『イスラエル法入門』法律文化社、1996年、21～23ページ(Ariel Bin-Nun, *The Law of the State of Israel: An Introduction*, Jerusalem: Rubin Mass Ltd., 1990, Second Ed., 1992)。
- (15) 國際法的側面から、Natan Lerner, "International Law and the State of Israel," in Shapira et al. eds., *Introduction to the Law...*, pp. 391-392, 憲法論的側面からは、David Kretzmer, "Constitutional Law," in Shapira et al. eds., *Introduction to the Law...*, pp. 45-56, 特に p. 52. および、ビン=ナン『イスラエル法入門』32～39ページ、を参照。
- (16) Yoram Shachar, "History and Sources of Israeli Law," in Shapira et al. eds., *Introduction to the Law...*, pp. 1-10.
- (17) Esther Rosalind Cohen, *Human Rights in the Israeli-occupied Territories, 1967-1982*, Manchester: Manchester University Press, 1985, p. xxi, n. 33.
- (18) 例えば東エルサレム・クエイカー法律扶助協会の法律家ウサマ・ハラビーへの1994年12月のインタビューを参照。“There is not even a basic understanding about what laws apply where.” An Interview with Usama Halabi,” *Middle East Report*, No. 194/195, May-June/July-August 1995, pp. 33-34. なお、Raja Shehadeh,

- “Questions of Jurisdiction: A Legal Analysis of the Gaza-Jericho Agreement,” *Journal of Palestine Studies*, Vol.XXIII, No. 4, Summer 1994, pp. 18-25, も参照。
- (19) エルサレムのヘブライ大学法学部は、法務大臣の諮問委員会のうち1名の委員の推薦権をもつとされており、政府によってイスラエル法学界を代表する特別な位置づけを与えられている。Baker, “Legal and Judicial...,” p. 651, 参照。
- (20) Kretzmer, “Constitutional Law,” pp. 39-58.
- (21) 1965年の最高裁判決 (Elections Appeal 1 /65, *Yardor v. Chairman of Central Elections Committee for the Sixth Knesset*) は、国防大臣によって非合法とされた「土地」運動のアラブ民族主義者たちによる国会選挙への立候補（会派リスト提出）を、選挙法にはこの点について何の規定がないにもかかわらず失格とした中央選挙管理委員会の決定を、多数意見によって支持した。そして当時の裁判長アグラナト判事は、次のような論理を展開した。そのリスト提出者たちはイスラエルの破壊に関与したと認められるばかりでなく、ユダヤ国家としてのイスラエルの定義は「議論の余地のない憲法的事実」であって、立法府において問題にすべからざるものであり、したがってこのような「事実」を否定するような会派リストの候補を、議会選挙に参加させることはできない, と。Kretzmer, “Constitutional Law,” p. 41, 参照。
- (22) この最高裁判決は次のような事情のもとで出された。1984年の基本法・国会の改正では、次のような条文が付加された。「第7項A：国会選挙の候補者リストの目的あるいは活動が、以下に指摘するいずれかに、明白にあるいは黙示的に該当する場合、そのリストは国会選挙に参加することができない。(1)ユダヤ民族の国家としてのイスラエルの存在の否定、(2)国家の民主的性格の否定、(3)人種主義の扇動」。この改正自体は、84年の国会選挙における人種主義的グループの立候補を民主国家の原則に違反するゆえ失格とした中央選挙管理委員会決定を無効とした84年の最高裁判決への国会の対応であった。しかし65年判決以後の最高裁の判断は、よりリベラルになる傾向をみせた。88年の国会選挙において、西岸およびガザ地区におけるパレスチナ人国家の樹立のためのPLOとの交渉を支持した、アラブ人とユダヤ人合同の会派「平和のための進歩派リスト」(PLP) の立候補者リストの適格性が問題となった。この点をめぐって争われた88年の最高裁判決 (Elections Appeal 2 /88, *Ben-Shalom v. Chairman of Central Elections Committee for the Twelfth Knesset*) では、この改正基本法・国会の条文の解釈が焦点となつた。最高裁は、改正基本法・国会第7項A(1)は、そのリストが実際に国家の安全保障の脅威となるか、敵を援助することになるかといったことにかかわりなく、純粋にイデオロギー上の問題として解釈されるべきとした。そのうえで、多数意見は、「ユダヤ民族の国家」の概念がここであげた三つの要素からなるものとした。そして、ある候補者リストの綱領の中心的特徴が、これら三つの要素となる信条

- を否定するものであることが明白である場合にのみ、そのリストを失格とすべきとした。判決は3対2の多数決で、PLPのリストを失格とするにあたらない、とした。Kretzmer, "Constitutional Law," pp. 41-42.
- (23) なお、その後の裁判と「だれがユダヤ人か」論争を経て、1970年の帰還法改正により、正統派ユダヤ教の教義を踏襲した有名なユダヤ人の定義、「ユダヤ人の母親から生まれ、もしくはユダヤ教に改宗したもので、かつほかの宗教の信者でない者」が条文に加えられた。Kretzmer, "Constitutional Law," p. 43／ピン=ナン『イスラエル法入門』11ページ、参照。
- (24) この「イスラエルの遺産」を、ユダヤ宗教法と解釈するか、より一般的にユダヤ文化の伝統と解釈するかをめぐって意見が分かれているという。Ibid., p. 44. いずれにせよユダヤ文化と結びつけられていることに変わりはない。
- (25) Ibid., pp. 42-45.
- (26) ピン=ナン『イスラエル法入門』14～15ページ。
- (27) Kretzmer, "Constitutional Law," p. 48.
- (28) Ibid., pp. 48-49. さらに婚姻の問題について、Ariel Rosen-Zvi, "Family and Inheritance Law," in Shapira et al. eds., *Introduction to the Law...*, pp. 75-109／ピン=ナン『イスラエル法入門』82ページ、参照。
- (29) Kretzmer, "Constitutional Law," pp. 49-50／ピン=ナン『イスラエル法入門』32ページ。
- (30) Raja Khalidi, *The Arab Economy in Israel: The Dynamics of Region's Development*, London etc.: Croom Helm, 1988, pp. 42-46.
- (31) Kretzmer, "Constitutional Law," p. 52. なおここで言及された人権を、憲法的な基本権として議会が制定する法に優先するものと見なそうという主張が、くりかえしなされた。「柔軟な法原則」として参考にするという最高裁判決（1953年）は出されたが、議会の制定法に優越するという意見は否定され、良心の自由のような権利であっても、議会制定法がこれを制限できるということになった（1972年）。憲法的な基本権の規定に照らして、違憲立法の審査を行うという方向での憲法の発展への動きは、後述の1992年の二つの基本法の制定をめぐってさらに高揚するが、クレツメルは現状での議会の優越を強調し、この方向での発展の評価には慎重である。
- (32) Zeeb Segal, "Administrative Law," in Shapira et al. eds., *Introduction to the Law...*, p. 71.
- (33) Lerner, "International Law...", p. 391.
- (34) 非常事態令は政府が発し、3カ月以内に国会がこれを承認することになってい る。Maoz, "The Institutional Organization...", pp. 23-24.
- (35) Kretzmer, "Constitutional Law," p. 53. なお1945年当時、ユダヤ法律家協会の

指導者たちは防衛（緊急）諸法規が基本権を侵すものとして批判したが、独立後法曹界の指導者となってからは、擁護する立場にまわった、とクレツメルは皮肉っている。

- (36) Khalidi, *The Arab Economy...*, pp. 36-38. なおイスラエルのアラブ人については、多くの研究がある。Sabri Jiryis, *The Arabs in Israel*, New York : Monthly Review Press, 1976 (1968年版の邦訳、若一光司・奈良本英祐訳『イスラエルのアラブ人』サイマル出版、1970年) / Ian Lustick, *Arabs in Jewish State: Israel's Control of a National Minority*, Austin : University of Texas Press, 1980. また最近のものとして、Shmuel Sandler, "Israeli Arabs and the Jewish State: The Activation of a Community in Suspended Animation," *Middle Eastern Studies*, Vol. 31, No. 4, Oct. 1995, pp. 932-952.
- (37) Kretzmer, "Constitutional Law," p. 56. 国際人権基準の適用について、Cohen, *Human Rights...*, p. 9. なお、Eyal Benvenisti, *Legal Dualism: The Absorption of the Occupied Territories into Israel*, Boulder : Westview Press, 1990, も参照。
- (38) Khalidi, *The Arab Economy...*, p. 41. なお1948年の戦争に起因するこのような土地接収によって元の自分の土地に戻ることができなくなった、イスラエル国内のアラブ難民も存在している。Majid Al-Haj, "The Arab Internal Refugees in Israel," *Immigrants and Minorities*, Vol. 7, 1988, pp. 149-165 (Also in Lustick ed., *Palestinians under Israeli...*, pp. 1-17), 参照。
- (39) ピン=ナン『イスラエル法入門』89~90ページ、を参照。
- (40) 東エルサレムは、1967年6月7日のThe Law and Administration Ordinance (Amendment No. 11) および80年のThe Basic Law, Jerusalem the Capital of Israel によってイスラエルに併合された。ゴラン高原は81年のThe Golan Heights Law によって併合された。Cohen, *Human Rights...*, p. xxi, n. 33, 参照。
- (41) ほとんど社会主義的とまでいわれるイスラエルの経済政策における法的規制の多さに関して、政治経済学的な多くの研究がある。批判的な視角からこれらの議論を整理して独自な議論を展開する最近の議論として、Jonathan Nitzan and Shimshon Bichler, "From War Profits to Peace Dividends: The New Political Economy of Israel," *Capital and Class*, No. 60, 1996, pp. 61-94, を参照。
- (42) 代表的なものとして1992年1月にペイルートで行われたシンポジウムの報告である、Sa'íd B. Al-'Alawí et al., *Al-Mujtama' al-madani fi al-waṭan al-'arabī wa dāruhu fi taḥqīq al-dīmuqrāṭiyat* [アラブ世界における市民社会と民主主義の実現におけるその役割], Beirut, Markaz dirasāt al-waṭdat al-'arabiyat: 1992, そして91年にアメリカの研究機関を中心として発足したプロジェクトの報告である Augustus Richard Norton ed., *Civil Society in the Middle East*, Vols. 1, 2, Leiden : E. J. Brill, 1994, 1996がある。後者の一部は、*Middle East Journal*, Vol. 47, No. 2,

Spring 1993に特集として収録されている。また、88年にカイロで設立されたイブン・ハルドゥーン開発研究センター (Ibn Khaldun Center for Developmental Studies) は、92年1月から、当初は季刊だったがやがて月刊になった英文雑誌, *Civil Society* をはじめ、アラビア語の年報 *Al-Mujtama' al-madani wa al-tahawwul al-dimuqrati fi al-watān al-'arabi* [アラブ世界における市民社会と民主化]、各国ごとのレポートなどにみられる活発な研究、出版活動を行っている。

- ④③ 特に Norton ed., *Civil Society*..., の諸論文を参照。
- ④④ Gideon Doron, "Two Civil Societies and One State: Jews and Arabs in the State of Israel," in Norton ed., *Civil Society*..., pp. 193-220.
- ④⑤ Muhammad Muslih, "Palestinian Civil Society," in Norton ed., *Civil Society*..., pp. 243-268 / Ziyad 'Abū 'Umru, *Al-Mujtama' al-madani wa al-tahawwul al-dimuqrati fi filastin*, Cairo: Markaz Ibn Khaldūn, 1995.
- ④⑥ Sara Roy, "Civil Society in the Gaza Strip: Obstacles to Social Reconstruction," in Norton ed., *Civil Society*..., pp. 221-258. なお Denis J. Sullivan, "NGOs in Palestine: Agents of Development and Foundation of Civil Society," *Journal of Palestine Studies*, Vol. XXV, No. 3, Spring 1996, pp. 93-100, も NGO の展開を市民社会と関連づけてとらえている。
- ④⑦ 占領地での NGO の重要な役割とその政党別への分化、さらに女性運動と、自治政府の体質の古さなどについて、Dan Connell, "Palestine on the Edge: Crisis in the National Movement," *Middle East Report*, No. 194/195, May-June/July-August 1995, pp. 6-9. 理論的には、構造調整による自由化・民営化→新中間層の形成→(直接に社会主義的体制変革をめざすのではないという意味での)「新しい」社会運動→法の支配と民主化の要求→「市民社会」の形成という、多かれ少なかれ第三世界全体に共通する問題関連をつきつめる必要がある。実証的にはそれなりに興味深い結果を生み出した Amir Ben-Porat, *Divided We Stand: Class Structure in Israel from 1948 to the 1980s*, Connecticut: Greenwood Press, 1989 / Amir Ben-Porat, "Class Structure in Israel: From Statehood to the 1980s," *British Journal of Sociology*, Vol. 43, No. 2, June 1992, pp. 225-237, のようなイスラエルの階級構造の分析も、このような関連で再構成されるべきであろう。イスラエル/パレスチナは対象外とされているが、アラブ諸国を対象としてこのような問題関連を追及した興味深い労作として、Nazih N. Ayubi, *Over-stating the Arab State: Politics and Society in the Middle East*, London and New York: I. B. Tauris Publishers, 1995がある。
- ④⑧ 1970年代以後の国際経済の変化（生産技術の ME 化を基礎とし、一般的には情報化、ハイテク化として総括される技術革新を背景とする競争の激化、それに促されての多国籍化）のなかで自由化・民営化の進展をおさえ、多国籍企業化の問

題を明確に視野に入れた分析も出ている。そこではこれまでのイスラエル経済論への批判的整理を踏まえて、自由化における軍産複合体に焦点をあてて、新しい植民地主義への移行としての和平交渉の進展をとらえている。Nitzan and Shimshon Bichler, "From War Profits…," 参照。なおイスラエルの軍産複合体について、池田明史「軍産複合体—問題の所在—」(池田明史編『現代イスラエル政治—イシューと展開—』アジア経済研究所、1988年) 109~142ページ、も参照されたい。NGOの国際的連携を「グローバルな市民社会」の形成としてとらえる議論は、運動サイドから多く出されている。例えば、CIVICUS (World Alliance for Citizen Participation), *Citizens: Strengthening Global Civil Society*, New York: CIVICUS, 1994, 特に冒頭の Miguel Darcy de Oliveira and Rajesh Tandon, "An Emerging Global Civil Society," pp. 1-17, を参照。なお同書にはアラブ地域の民間公益団体について概観した、Amani Kandil, "The Status of the Third Sector in the Arab Region," も収録 (pp. 107-144) されている。「多国籍企業と社会運動」という問題設定については、Leslie Sklair, "Global Movements and Global Capitalism," *Sociology*, Vol. 29, No. 3, August 1995, pp. 495-512, を参照。